

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループには、『国民の「健康で豊かな暮らし」の実現をめざし、「毎日が明るく楽しい世の中創り」に貢献するために、「安心・信頼・便利の提供をする』』そして『自分達で今できる事からすぐ始め、世の中の一隅でも照らす事ができればと考え、顧客・社員・株主・ビジネスパートナー・コミュニティ・社会・地球環境すべてにとって最善の判断をし、こころ配りを忘れずに行動する』などの企業理念があります。

株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置付け、公正・透明かつ誠実に中長期的視点での意思決定を行う経営体制を構築し、経営戦略・経営計画を適時・適切に開示いたします。そして、環境変化に適応し当社グループの存在意義を継続的に高め、当社グループの長期的に安定した持続的成長と企業価値向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

第1章 株主の権利・平等性の確保

【原則1-2 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-2】

招集通知の早期発送と開示について

株主総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、株主総会の招集通知の更なる早期発送に努めるとともに、速やかに、自社ウェブサイトへ開示いたします。

【補充原則1-2-4】

プラットフォームの利用と招集通知の英訳

当社は、現在まで、インターネットによる議決権行使及び招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、株主の利便性及び外国人投資家の動向を検討のうえ、インターネットによる議決権行使及び招集通知の英訳についての導入を検討してまいります。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3-1 情報開示の充実】

【補充原則3-1-2】

英語での情報開示・提供

当社は、現在まで、英語による情報開示・提供を行っておりませんが、外国人投資家の動向を考慮しつつ、必要に応じて、英語での情報開示を検討してまいります。

第4章 取締役会等の責務

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-8-1】

独立社外取締役のみの会合等

当社は、独立社外取締役のみの会合等は設けておりませんが、必要に応じて、社長及び他の取締役に対して説明や改善を求めるなど、独立社外取締役は、経営陣・幹部や監査役との連絡・連携を図り、会社の持続的成長や企業価値の向上に取り組んでおります。

【補充原則4-8-2】

筆頭社外取締役の選任

当社は、筆頭社外取締役を選任しておりませんが、2名の社外取締役は、単独もしくは連携して、社長をはじめとする経営幹部や監査役会との連携を図れる体制を構築しております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1】

独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置等

当社は、現在社外取締役は2名であり、任意の諮問委員会等は設置しておりませんが、社外取締役には、取締役候補者の指名及び報酬などの特に重要な事項の検討のみならず、日常的にも忌憚なくさまざまな事項につき、適切な意見・助言を得て、取締役会の独立性・客観性の強化を図っております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の評価及び結果の開示

当社は、取締役会の実効性について、全取締役の出席と、全監査役の補助参画により、自己評価を踏まえ、意見交換会を年1回以上開催する方針であります。また、その内容及び結果を開示する方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

第1章 株主の権利・平等性の確保

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

取引先との関係の構築・維持・強化や業務提携等において、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、必要に応じて、当該取引先の株式を取得・保有することとしております。

前項に基づき保有する政策保有株式について、中長期的な観点から継続保有の合理性・必要性を取締役会で定期的に検証することとしております。

保有株式の議決権行使に当っては、議案ごとに賛否を判断する方針で、発行会社のガバナンス体制、当社の企業価値向上及び当社グループの事業への影響度等勘案のうえ、適切に議決権を行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社役員、主要株主、関係会社等の関連当事者との取引については、「取締役会規程」に基づき、第三者との取引と比較し、価格等取引条件の合理性を、取締役会で審議し承認の可否を必要としております。また当該議決は、当該役員が退席し、定足数から除外して行うこととしております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3-1 情報開示の充実】

【1】会社の経営理念等、経営戦略、経営計画

当社を取り巻く全てのステークホルダーを尊重し、総合的な企業価値の向上をめざし、企業の理念や行動指針を当社ホームページに開示し、中長期的な経営計画等については、決算短信などに開示し決算説明会等において説明しております。

【2】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1、基本的な考え方」に記載のとおりです。

【3】経営陣幹部・取締役の報酬決定するに当たりの方針と手続

取締役の報酬は、役位を踏まえた固定報酬と業績や中長期的業績向上に向けた取り組みに連動するインセンティブな賞与及びストックオプションの変動報酬とで構成しております。また、社外取締役報酬は、固定報酬のみとしております。

なお、報酬につきましては、目標達成状況、業績及び役位に基づき、内規の定めにより、株主総会決議承認された報酬限度額内で決定し、その旨をコーポレートガバナンス報告書などに開示しております。

【4】経営幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名の方法と手続

経営陣幹部の選任、取締役候補者の指名については、これまでの業務経験・知識、経営・リスク判断力、管理監督能力に優れ、識見、倫理観及び先見性を有し、企業価値向上に資することを基準にし、全体バランスを検討のうえ、取締役会にて十分に検討し決定することとしております。また、監査役候補者の指名については、豊富な知識・経験、多面的視野、高い倫理観を有し、中立的・客観的な立場で監査能力を有することを基準に、監査役会での検討・同意を得たうえで、最終的に取締役会で決定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役候補者の指名に当っては、それぞれ別途定めた社外役員の独立性判断基準に適合し、豊富な企業経営または学識の経験者或いは法務・財務・会計等の専門的・高度な知識・経験を有し、それぞれ、中立的・客観的視点で各職務を遂行できる候補者を選することとしております。

【5】役員個々の選任・指名についての説明

取締役及び監査役候補者の個々の経歴及び社外役員候補者の個々の経歴と指名理由について、株主総会の招集通知にて開示しております。今後、社内役員個々の選任理由についても、同様に記載開示してまいります。

第4章 取締役会等の責務

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補足原則4-1-1】

取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、経営戦略、経営計画、その他経営に関する重要事項について決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況、関係会社の重要な業務執行状況、当社及び関係会社のコンプライアンスやリスク管理等内部統制システムの運用状況等を把握し、当社及び関係会社の経営全般について監督しております。

そして、取締役が規定した「決裁権限規程」において、取締役会、社長、各本部長、各部門長等の権限を明確に定め、社内全員に開示し、それぞれの決定機関・決裁者が関連部門長等との審議を経て決裁を行い業務遂行しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立した社外取締役を2名以上選任することとし、現在、社外取締役を2名選任中であります。

複数の社外取締役の選任により、ステークホルダーの意見反映や経験・知見の反映を通じて、経営の透明性を確保し実効性を高め経営の監督機能の強化を図り、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むこととしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた、「独立性判断基準」を策定し、その基準に基づき、また、上記記載の資質を有し率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を、社外取締役及び社外監査役候補者として指名しております。なお、現在、社外取締役(2名)及び社外監査役(3名)すべてを同取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、取締役及び監査役で構成(員数は定款にて取締役10名以内、監査役4名以内)、迅速かつ正確な情報把握と全取締役参画のもと十分議論を尽くしての意思決定すべく少数精鋭による体制としております。

社内取締役には、当社業務に精通し、専門的・高度な知識と豊富な経験並びに識見を有する人物を選び、社外取締役には、他企業の経営経験者や大学院教授(法学博士)など外部での豊富な経験と専門的・高度な知識を有し監督・助言機能が期待できる方を選び、会社の持続可能な成長が図れるよう全体バランスに配慮し、取締役会にて候補者を決定しております。

【補充原則4-11-2】

当社の社外取締役及び社外監査役は、他の会社等の役員を兼務している者もおりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を当社の取締役・監査役の業務に振り分けられるものと考えております。また、社内取締役におきましても、子会社の取締役を兼任しておりますが、当社取締役としての役割・責務を適切に果たすための時間・労力は十分に確保できる体制になっております。なお、当社取締役及び監査役の兼任状況は、株主総会の招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

【原則4-14 取締役・監査役へのトレーニング】

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役に対するトレーニングについては、求められる役割を果たすために、当社が主催する役員研修や外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、或いは時勢・法改正に対応する新しい知識の習得や研鑽に努めております。なお、その費用は全て会社負担としております。

第5章 株主との対話

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、管理部をIR担当の窓口とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、社長をはじめとする経営陣・幹部による株主・投資家との建設的な対話を推進しております。半期に一度開催しております決算説明会や、スモールミーティング等に、社長及び経営陣・幹部が

出席し、自ら説明を行う場を設けております。更に、毎年株主総会終了後、個人株主等を対象に、会長及び社長等による会社方針説明会を開催し、説明及び株主との意見交換を行っております。

なお、株主との対話に当っては、当然のことながら、未公表の重要事項の取り扱いについて、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「内部者取引防止規程」に基づき、情報管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イリュウ商事	23,888,000	35.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,075,700	3.09
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505223	1,963,434	2.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,872,200	2.79
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,718,427	2.56
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	1,645,400	2.45
多田 直樹	1,556,000	2.32
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	1,507,350	2.24
多田 高志	1,100,000	1.64
シービーニューヨーク オービス ファンズ	692,944	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
杉浦 宣彦	学者													
藤原 謙次	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉浦 宣彦	○	中央大学大学院戦略経営研究科教授(当社との取引関係はありません)	学識者として金融庁特別研究員であり、大学院教授(法学博士)として、企業経営戦略及びコンプライアンス等に関する豊富な知見を有し、当社経営に対し客観的・中立的な立場で監督しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外取締役に選任かつ独立役員に指定いたしております。
藤原 謙次	○	株式会社SBS取締役 株式会社カカコム取締役 株式会社デジタルガレージ社外取締役(各社と当社との取引関係はありません)	経営者としての経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有し、当社経営に対し客観的・中立的な立場で監督しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外取締役に選任かつ独立役員に指定いたしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況に関しては、毎月意見交換を行う体制をとっております。
内部監査組織として、業務監査室を設置しており、監査役と業務監査室とは、定期的な会合を実施するとともに、随時、面談・電子メール等を活用し迅速・的確に報告する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
岡本 昌夫 (常勤)	他の会社の出身者														
小澤 哲郎(非常勤)	弁護士														
篠原 一馬(非常勤)	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 昌夫 (常勤)	○	常勤監査役	同氏は、当社取引先の信託銀行及びその関連会社を経て、当社の社外監査役に就任しております。同行と当社との取引は、借入金もなく、証券代行関連取引であり、同行の当社に対する意向影響の可能性はない。また、同氏は、銀行等においてコンプライアンスや監査業務の統括をはじめ幅広い業務経験を有しており、当社経営陣から独立した監視・監査機能を有するとともに、客観的・中立的に監査しうる人物であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、社外監査役に選任かつ独立役員に指定いたしております。
小澤 哲郎(非常勤)	○	弁護士(当社との取引関係はありません)	同氏は、弁護士として、法律等に関する専門知識、豊富な経験を有しており、当社経営陣から独立した監視・監査機能を有するとともに、客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと

			判断し、社外監査役に選任かつ独立役員に指定いたしております。
篠原 一馬(非常勤)	○	公認会計士(当社との取引関係はありません)	同氏は、公認会計士として、会計等に関する専門知識、豊富な経験を有しており、当社経営陣から独立した監視・監査機能を有するとともに、客観的・中立的な立場で監査しうる人物であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、社外監査役に選任かつ独立役員に指定いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当事項に関する補足説明 更新

株式報酬型ストックオプション

役員がより一層株主の皆様と利益意識を共有するとともに、業績向上及び株価上昇に対するインセンティブを高め、更なる企業価値向上を図ることを目的として導入いたしました。

なお、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与限度は、平成24年6月23日開催の第49期定時株主総会において、年間30百万円以内と決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当事項に関する補足説明 更新

ストックオプションの付与対象者は、当社取締役(社外取締役を除く)です。

- 第1回 平成24年度株式報酬型ストックオプション 付与対象者:取締役5名、付与株数:5,000株
- 第2回 平成25年度株式報酬型ストックオプション 付与対象者:取締役5名、付与株数:3,200株
- 第3回 平成26年度株式報酬型ストックオプション 付与対象者:取締役5名、付与株数:3,800株
- 第4回 平成27年度株式報酬型ストックオプション 付与対象者:取締役5名、付与株数:2,800株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当事項に関する補足説明

直前事業年度(平成27年3月期)における取締役及び監査役の報酬等の総額

1. 取締役(支給人員6名)の報酬総額 169百万円
 2. 監査役(支給人員3名)の報酬総額 9百万円
- うち社外役員(支給人員4名)の報酬総額 13百万円

(注)

1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員の報酬総額には事業年度のストックオプション報酬額を含んでおります。
3. 取締役が受ける報酬等は当社から支給されるもののみであり、子会社からの報酬はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬は、定時株主総会において決議された下記の額を限度としております。

取締役の報酬は年額4億円(使用人分給与は除く)を上限とする固定報酬及び賞与(社外取締役を除く)の変動報酬に加え、3千万円を上限とする株式報酬型ストックオプション(社外役員を除く)で構成し、それぞれ取締役会で決定しております。

当社監査役の報酬は、年額4千万円を上限に固定報酬とし、監査役会で決定しております。

- (1)固定報酬は、経営委任の対価として、内規の定めに従い、それぞれの役位に応じて決定。

- (2)賞与は、年度ごとに、目標達成率及び利益の伸び率に応じて、内規の定めにより総額を決め、その総額の範囲で個別の取締役ごの評価・貢献度により支給額を決定。
- (3)株式報酬型ストックオプションは、年額3千万円(且つ12,000株)を上限として、内規の定めに従い付与数を決定。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外役員への情報の提供・共有化は、窓口の管理部長及び常勤社外監査役が、必要に応じて、個別面談または資料郵送・インターネット・FAX・電話等を活用し、事前説明或いは報告に努めております。

また、実効性をより高めるために、常勤社外監査役が各種重要会議等に出席する体制とし、グループ内インフラネット等のITシステム導入により、子会社を含め、重要書類はじめ各種情報の閲覧、役職員との情報・意見交換ができる環境体制で運営しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人設置会社。そして、任意の委員会としてコンプライアンスやリスクの管理や対策検討する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。

当社の取締役会は、経営戦略及び事業計画の執行に関する最高意思決定機関、また経営監視・監督及び監査機能機関として全取締役8名(うち社外2名)及び全監査役3名(常勤(社外)、弁護士(社外)及び公認会計士(社外))で構成運営しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。なお、その他の会議についても常勤社外監査役が参加できる体制をとっております。また平成16年1月に執行役員制度を導入し、取締役会が取締役等の業務執行の監督を、監査役会が取締役等の業務執行の監査を行っております。

監査役は、取締役会などの重要会議に出席し、取締役等の職務執行状況を客観的・中立的な立場から監査し、月1回開催の監査役会及び必要に応じ随時に情報の共有化及び意見交換をとおり、監査機能の充実化に努めております。内部監査については、業務監査室にて、本部及び各事業所並びに子会社の日常業務執行状況を監査し、不正防止や業務改善に努めております。役員、各部門長、常勤社外監査役、業務監査室長及び子会社代表取締役をメンバーとする部門長会議を月1回開催し、情報や課題の共有化とともに、各部門への監督・監視機能の充実化を図っております。

会計監査人として、新日本有限責任監査法人が執行しております。

なお、会計監査人、監査役及び業務監査室とそれぞれ連携し、三様監査の機能強化を図っております。

また、顧問弁護士は、3ヶ所の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、経営上・業務運営上の法律問題が生じた場合に、随時確認をとり、アドバイスを受ける体制としており、不測のリスクを可能な限り回避・減少できるよう努めております。

コンプライアンスとリスク管理については、社長を委員長、取締役及び部門長を委員とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス及びリスク管理の充実に向けた取り組みを推進しております。なお、同委員会には、常勤社外監査役及び業務監査室長も参画いたしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の取締役会は、経営戦略及び事業計画の執行に関する最高意思決定機関、また経営監視・監督及び監査機能機関として全取締役8名(うち、社外2名)及び全監査役3名(うち社外3名)で構成運営しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

なお、その他の会議についても常勤社外監査役が参加できる体制をとっております。そして、執行役員制度を導入し、取締役会が取締役等の業務執行の監督を、監査役会が取締役等の業務執行の監査を行っております。

また、取締役につきましては、8名のうち2名の社外取締役は、1名が、大学院教授(法学博士)で企業経営戦略及びコンプライアンス等に関する豊富な知見を有し、そして、もう1名は、他の数社の社長・会長を歴任し、経営者としての豊富な経験を有しており、そして、監査役につきましては、3名全員が社外監査役で、高度な専門知識を有する弁護士や公認会計士そして有識者の構成となっており、かつ、当該社外役員5名は、当社との間での利害関係はなく社外役員全員を独立役員として指定しており、客観性・中立性を確保し経営監視・監督・監査機能を有するコーポレート・ガバナンス体制が適切であると認識しております。そして、経営の効率性向上、健全性の維持及び透明性の確保の更なる向上に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、株主様が参加しやすいよう土曜日に開催しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。代表取締役社長及び担当役員が出席し、決算概要並びに経営戦略等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	1. 決算短信、四半期財務業績概況 2. 決算情報以外の適時開示資料 3. 有価証券報告書 4. 月次売上高前年同月比較及び月次出店情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては、管理部を窓口としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」のうち「経営の姿勢」にて”三方良し”と定め、顧客、社員、株主、ビジネスパートナー、コミュニティ、社会・地球環境のすべてにとって最善の判断をし、こころ配りを忘れずに行動することを旨とし、研修、社内報そして社内掲示板(「企業理念・行動指針の額」)などを通して推進・浸透を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	レジ袋を不要とされるお客様へのエコポイント進呈によるレジ袋の削減活動、植樹による森づくりや椿の島づくり等の環境保全活動そして養護老人ホームにてビューティボランティア活動に取り組んでおります。 また、店舗で発行するポイントカードのポイント付与実績に基づき一定の金額を拠出し、児童養護施設への寄贈や災害被害地域の皆さまに対する支援など社会に役立つ活動を実施し、推進を図っております。 なお、子会社の株式会社サンドラッグ・ドリームワークスが、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、平成24年2月に特例子会社として認定を受けております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスの推進については、別途定める「コンプライアンス規程」に基づき、グループ全社の役員及び使用人等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修を通じ指導する。
そして、業務監査室が統制状況を監査する。
また、相談・通報体制を設置し、コンプライアンス違反に気づいたグループ全社の役員及び使用人等並びにこれらの者から報告を受けた者は、「コンプライアンス規程」及び別途定める「公益通報者保護規程」に基づき対応する体制とする。
なお、グループ各社は、内部通報制度により得た情報を速やかに当社の管理部長宛に報告することとし、当社グループ全体での業務の適正な遂行を確保するものとする。
 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、別途定める「文書管理規程」及び「情報管理規程」に従う運営体制とする。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、別途定める「リスク管理規程」に従い、グループ全体の危機管理を運営する体制とする。
なお、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「リスク管理規程」に従い「対策本部」を設置し、グループ全体として対応する。
 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
業務監査室による実地監査や社外役員からの客観的効率性監視活動を反映し、定例取締役会にて、グループ全社の経営効率を検証する体制とする。
 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社からグループ各社に、取締役または監査役等を派遣し、各社の業務運営を定常的に監督する。
当社の事前承認を原則とする旨などを規定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
グループ各社は、法令を遵守し、「当社の理念や指針」及び「関係会社管理規程」や当社に準じた「諸規程」を基礎として行動、運営及び管理し、コンプライアンス、リスク管理などの内部統制システムの運用状況や実績を、「関係会社管理規程」に基づき、毎年定期的に当社取締役会に報告する体制とする。
 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役の要請に応じて、監査役業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その員数及び人選については、監査役の要請に基づき検討し決定することとする。
また、当該使用人は、監査役の要請に基づき、グループ全社のいずれの会議にも出席できるものとし、グループ全社のいずれの部署もそれに協力しなければならない体制とする。
 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属することとし、その使用人の考課・異動等を行う場合は、予め監査役に相談のうえ決定することとする。
 8. 取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びに、これらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
グループ全社の役員及び使用人等は、監査役が出席する「取締役会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「部門長会議」等の主要会議にて業務執行状況や財務状況の報告をするとともに、随時、面談・イントラネットなどのメール等や社内通達等を活用し、法令・定款違反やその他業務執行に関する重要事項及び監査役の随時請求事項等につき、監査役へ迅速・的確に報告する運営体制とする。
 9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役等は、監査役や会計監査人と経営方針・課題・リスクのほか、監査環境等について意見交換をする。
グループ全社の役員及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
監査役は、職務の遂行にあたり、監査役が必要に応じて業務監査室に調査を求めることができ、また会計監査人・顧問弁護士等に相談できるものとし、その費用及び監査役職務執行について生じる費用は会社が負担するものとする。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制システム構築のための基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制システムを構築・整備・運用し、適合性を確保する体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢とし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体、個人とは一切取引を行わない。
当社グループは、特防連(社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会)に所属し、管理部が、警察、暴力追放推進センター等関係行政機関などからの情報収集等により、事案の未然回避に努めるとともに、事案発生時には「コンプライアンス・リスク管理委員会」が統括し、警察をはじめ関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し組織全体として法律に則し毅然と対処する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 情報開示の基本方針

当社では、各種関係法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に則り、迅速かつ正確で公平な情報開示に努めております。なお、情報管理については、社内規程を定めインサイダー取引の防止に留意するなどの徹底を図っております。

2. 適時開示に係る社内体制及び手続き

- (1) 毎月開催の定例取締役会または随時開催の臨時取締役会において承認・決定された事項やその他重要情報につき、管理部門長が情報を取りまとめ、適時開示規則に則り、速やかに開示手続きを行う体制をとっております。
- (2) 重要な事実が発生した場合には、情報が迅速に当該事実の発生を認識した部署等から管理部門長に集約され、代表取締役社長、取締役会及び監査役会へ報告する体制を整えており、適時開示規則に則り速やかに開示手続きを行う体制をとっております。また、適時開示に関して、必要に応じて、弁護士、会計監査人や監査役会から助言・指導を受ける体制をとっております。
- (3) 決算に関する情報は、管理部門長が担当し取締役会の承認を経て、開示手続きを行う体制をとっております。

3. 適時開示体制の維持

当社の適時開示に係る社内体制が適切に機能しているかどうかを確認するため、監査役による監査を実施しております。

